

仲手原自治会館利用のご案内

- ◎ 自治会館は公共の施設ですから大切に、清潔に使ってください。
- ◎ 利用の形態には、毎週または毎月などの定期的利用と一回限りの臨時利用がありますが、どちらの場合も後述の利用申し込みが必要です。
- ◎ 自治会員の葬儀の斎場としての利用が、原則として優先されます。
このため、定期的利用または臨時利用の予約をしていますが、その日だけ取り消しになることがあります。
- ◎ 器具・備品等を使用した場合は、元の位置に戻し、整理整頓をしてください。
- ◎ 洋室はカーペットを敷いてありますので、スリッパ、靴などを履いて利用することは禁止します。
素足または靴下履きで利用してください。
- ◎ 全館禁煙です。
- ◎ 火災予防については充分留意してください。
→利用終了後、湯沸室のガスコンロと暖房器具のガス元栓を完全に締める。
- ◎ ゴミは持ち帰ってください。
- ◎ 利用にあたり、次の行為は禁止します。これらに違反があった場合、以後の予約をすべて取り消し、また損害の賠償を請求することがあります。
 - ・ 福祉、チャリティー以外の目的で物品販売をすること。
 - ・ 公の秩序、風俗を害し、また騒音等付近住民の迷惑となる行為。
 - ・ 靴や下駄など床、カーペットを損傷するおそれのある履物で運動、遊戯などをする事。
 - ・ 食物の調理をすること。
 - ・ 建物、備品を故意に破損させた場合。
 - ・ 行事に使用する教材や器材を自治会館に保管したり、残したりすること。

◎ 利用料金は次のように定めます。

利 用 料 金 表

(平成 28 年 4 月 1 日)

部 屋 名	時 間 帯	利用料金
1 号室 (北側洋室) 29.7 m ²	午前 (A) 8 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1, 4 0 0 円
	午後 (P) 1 : 0 0 ~ 5 : 0 0	1, 4 0 0 円
	夕方 (N) 5 : 3 0 ~ 9 : 0 0	1, 4 0 0 円
2 号室 (南側洋室) 52.8 m ²	午前 (A) 8 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1, 6 0 0 円
	午後 (P) 1 : 0 0 ~ 5 : 0 0	1, 6 0 0 円
	夕方 (N) 5 : 3 0 ~ 9 : 0 0	1, 6 0 0 円
和室 1 0 . 5 畳	午前 (A) 8 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1, 1 0 0 円
	午後 (P) 1 : 0 0 ~ 5 : 0 0	1, 1 0 0 円
	夕方 (N) 5 : 3 0 ~ 9 : 0 0	1, 1 0 0 円
冠婚葬祭＝全室使用	一回 (2 日間)	6 0, 0 0 0 円
☆自治会内関係・福祉関係の団体の利用料金 (冠婚葬祭、営利目的会合を除く)		上記各室料金の半額

☆ 自治会、青指、体指、子供会、老人会、消防団、福祉関係の団体が主催するものは上記料金の半額とします。

仲手原自治会館利用

[申込先]

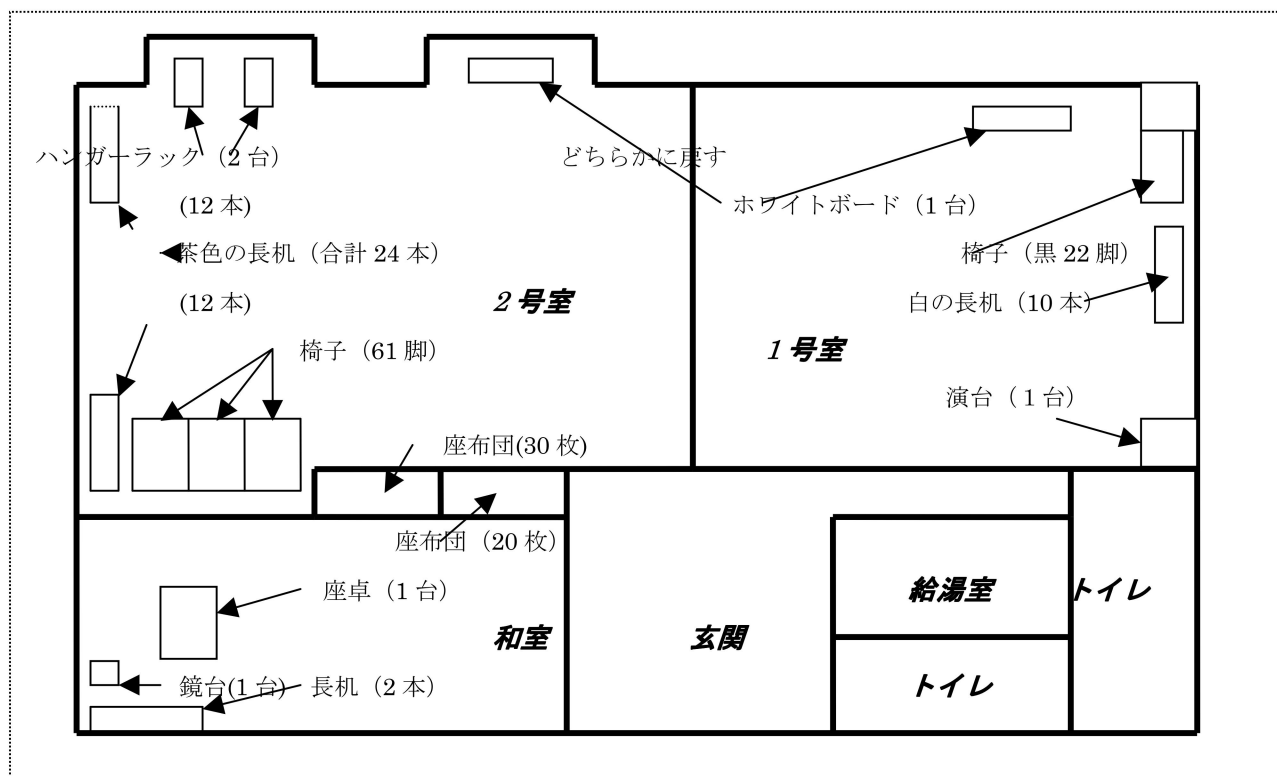
①会館管理人 和田恵美子(仲手原2-45-11-101 Tel.:090-9140-3017)

②自治会長 斎藤眞喜男 (仲手原 2 - 1 8 - 1 4 Tel : 090-3345-4535)

[利用時間帯]

① 午前 (8 : 00~12 : 00) ②午後 (1 : 00~5 : 00) ③夕方 (5 : 30~9 : 00)

〔自治会館間取り〕



★長机は折りたたんで、板と板、脚と脚を突き合わせて重ねてください。

★スピーカー、マイクスタンド、延長コードリールは、演台の下に収納してください。